

骨密度測定装置調達に関する仕様書

物品の調達に関する契約履行について必要な事項は、次のとおりとする。

1. 調達物品名

X線骨密度測定装置

2. 納入物品

(1) 機器の仕様

当該機器の性能、機能及び技術の要求要件は、別紙「機器仕様書」に示すとおりであり、全て必須の要求要件である。これを満たしていないと判定された場合は、指名しない場合がある。

(2) 対象機器（同等品不可）

入札対象機種は、次の機種とする。

日立 X線骨密度測定装置 ALOKA ALPHYS A

(3) 機器構成内訳

「X線骨密度測定装置」 一式

メーカー名	装置	型番	数量
日立製作所	測定器本体	ALOKA ALPHYS A	1
	台車（上下機構あり）	RMT-ALPHYS-A-2	1
	X線管理ユニット	KOK-ALPHYS-A-0002	1
	DICOM通信機能	KOW-ALPHYS-A-0001	1
	外部通信機能	KOW-ALPHYS-A-0002	1
	操作コンソール		1
	X線漏洩線量測定		1
	制御処理装置（磁気カードリーダー付）		1
	インクジェットプリンタ		1
	HUB（4ポート）		1

(4) 薬事法に基づく製造承認が必要な医療機器等に関しては、入札時点でその承認を得ている物品であること。

(5) 機器の運搬、搬入、据付、調整等に要する費用のほか、機能を十分に発揮し、最良の状態で使用できるための据付環境を整えること

(6) 据付スケジュール、場所等の詳細は、落札決定後当院と十分協議し、通常業務への影響を最小限にとどめること。

(7) 納入に当たっては、納入者側が責任をもって行い、事故等に関しては一切の責任を負わない。

(8) 受注者は、故障に対して迅速なサービス体制を有し、納入後1年間は、通常の使用による故障が発生した場合は、無償で修理又は本体の交換を行うものとする。

3. 付随費用

(1) 本入札金額には、次の費用を含む。

- ① 納入物品の運搬、搬送、据付等に要する費用
- ② 電気工事に要する費用
- ③ 既存画像管理システム等との接続に要する費用
- ④ 関係法令に基づく全ての申請関係書類の作成及び計測・試験等

4. 守秘義務

落札者は業務上知り得た病院及び患者の情報を第三者に漏らしてはならない。

機 器 仕 様 書

(性能・機能に関する要件)

- 1 X線骨密度測定装置は、以下の要件を満たすこと。
 - 1-1 操作コンソールについて、以下の要件を満たすこと。
 - 1-1-1 操作画面は、日本語表示が可能であること。
 - 1-1-2 骨密度の自動解析が可能であること。
 - 1-1-3 検査結果をプリンターへ送信して紙出力できること。
 - 1-1-4 検査結果をDICOM形式のデータとして既存画像管理システムに送信できること
 - 1-1-5 患者情報を当院患者IDカードから読み取り、登録できること
 - 1-2 プリンターについて、以下の要件を満たすこと。
 - 1-2-1 A4カラー印刷が可能であること。
 - 1-3 ラックについて、以下の要件を満たすこと。
 - 1-3-1 操作コンソール、プリンターを安全に据え付けできること。

(性能・機能以外に関する要件)

- 2 機器設置条件について
 - 2-1 X線骨密度測定装置の設置場所は、当院が指定した場所に設置すること。
 - 2-2 納入物品の搬入・据付・調製は、受注者が行うこと。
 - 2-3 搬入・据付・調製は、診療業務に支障をきたさないよう事前に協議すること
 - 2-4 障害時の対応について、以下の要件を満たすこと。
 - 2-4-1 早急な復旧を可能にするサービス体制を有することを証明できること
 - 2-4-2 納入されたX線骨密度測定装置の保証期間は納入検収後から1年間とすること。
 - 2-4-3 稼働に必要な消耗品、交換部品は安定供給できること。
 - 2-5 稼働にあたり、落札業者の負担により当院に操作説明員を派遣し、担当技師への教育訓練を行うこと。
 - 2-6 装置の操作に必要な、日本語マニュアルを1部用意すること。
 - 2-7 X線使用室であることを明示する標識等の安全対策を十分に講ずること
 - 2-8 設置許可に関する届出等については、法令に則し配慮すること。
 - 2-9 装置設置後は、設置場所の漏洩線量測定を行うこと。